○○○町会or自治会防犯カメラ設置及び運用規程

（例）

（目的）

第１条　この規程は、○○○町会or自治会（以下「町会or自治会」という。）が行う自主防犯活動を補完し、防犯対策の向上を図るために設置する防犯カメラの設置及び管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　防犯カメラ　カメラ装置、録画装置その他関連機器で構成されるものをいう。

　⑵　画像　防犯カメラにより撮影又は記録された映像をいう。

　⑶　画像データ　画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

（設置）

第３条　防犯カメラの設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　設置場所の決定又は変更は、所轄警察署の指導のもと、町会or自治会役員会の承認を得て行うこと。

⑵　設置場所付近の住民の合意を得ること。

⑶　撮影範囲の１／２以上の面積が公道（不特定多数の人が通行する私道を　含む。）であって、特定の個人や建物を撮影対象にしないこと。

⑷　設置場所付近に防犯カメラが作動し、撮影している旨及び町会or自治会名並びに連絡先を標識等により表示すること。

⑸　道路等に設置する場合は、道路管理者等の許可を得ること。

（運用）

第４条　防犯カメラの運用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　防犯カメラの機材の維持管理を図るため、適切な期間において保守点検の実施を行うこと。

　⑵　防犯カメラの機材、画像及び画像データの故障、紛失等を防止するための必要な措置を講ずること。

⑶　防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を選任すること。

（管理責任者等）

第５条　防犯カメラの適正な運用を図るため、総会の総意で別表の〇〇〇町会or自治会内の〇名を管理者に選任し、そのうち１名を管理責任者とする。

２　管理者及び管理責任者（以下、「管理者等」という。）の任期は、〇年とし、再任は妨げないものとする。

３　管理責任者は、前条第１号及び第２号の規定のとおり、防犯カメラの適正な運用を行うものとする。

４　管理責任者は、船橋市から防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じるものとする。

（画像等の管理）

第６条　画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　不必要な画像の確認は行わないこと。ただし、防犯カメラの修理、調整等により画像の確認を行う場合は、管理者等が立ち会いのもとに行い、作業内容を記録すること。

⑵　画像の保存期間は、１４日以内とする。

⑶　前号の保存期間を終了した画像は、新たな画像を上書きする方法により消去する。

⑷　記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。

⑸　記録媒体は、破砕、裁断等により再生不可能な状態にしてから廃棄すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざん防止を図ること。

⑺　画像を利用するためのパスワードは管理者等によって管理し、管理者等の選任、または変更があった場合、このパスワードを変更すること。

⑻　前号に掲げるもののほか、管理者等において特に必要があると認めるとき、画像を利用するためのパスワードを変更すること。

（利用及び提供の制限）

第７条　画像及び記録媒体は、次の各号に掲げる場合を除き、防犯カメラの設置目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。

　⑴　裁判所、捜査機関等から法令に基づいて公文書による請求があったとき

　⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

　⑶　前２号に掲げるもののほか、町会or自治会において特に必要があると認めるとき。

２　画像及び記録媒体を防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は第三者に提供する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　画像は、必要な範囲に限定すること。

　⑵　管理者等において、その必要性を審査し、相当と認められる場合は、書面をもって許可すること。

　⑶　目的、日時、当事者の名前及び画像の範囲を記録し、保存すること。

（守秘義務等）

第８条　管理者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。

（苦情処理）

第９条　防犯カメラの設置や運用に関する苦情に対し、迅速かつ誠実に対応するものとする。

附　則

この規程は、令和　年　月　日から施行する。